項第一号から第三号まで又は附則第三項第一号に掲げる作業に該当することとなるものを行った場合を除く。）及び改正後の規則の規定を適用したとするならば改正後の規則第二条第二項第六号に掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の規則の規定を適用したとするならば改正後の規則第二条第二項第一号から第五号まで若しくは第七号又は附則第三項第一号から第三号までに掲げる作業に該当することとなるものを行った場合を除く。）を行った場合についても適用する。

告示

○法務省告示第百七十六号

香川県東かがわ市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年六月一日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、東かがわ市役所又は高松法務局に照会すること。

平成二十四年五月一日

香川県大川郡白鳥本町大字松原五百六十六番地

法務大臣　小川　敏夫

岡部　國榮

○法務省告示第百七十七号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号トの規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月一日

法務大臣　小川　敏夫

第一号中「社団法人日本・インドネシア経済協力事業協会」を「公益社団法人日本・インドネシア経済協力事業協会」に改める。

○法務省告示第百七十八号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十四年五月一日

法務大臣　小川　敏夫

前橋地方法務局所属　椿　栄一

京都地方法務局所属　柳井　康夫

名古屋法務局所属　太田　健治

津地方法務局所属　島津　弘一

松江地方法務局所属　宮田　正之

札幌法務局所属　秋山　重紀

○外務省告示第百六十二号

平成二十四年四月十七日にキシニョフで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がモルドバ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億三千万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年四月三十日まで

4　署名者

日　本　側　坂田東一在モルドバ大使

モルドバ側　ヴァシリー・ブマコフ農業食品産業大臣

平成二十四年五月一日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百六十三号

平成二十四年四月十八日にローマで、ミャンマー連邦共和国における「少数民族地域を含む貧困地域への食糧支援計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　少数民族地域を含む貧困地域への食糧支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　八億千四百万円

3　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

平成二十四年五月一日

外務大臣　玄葉光一郎

○農林水産省告示第千百八十四号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百三十四条第三項の規定に基づき、平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十七号（農業災害補償法第百三十四条第三項の主務大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表沖縄県の項を削る。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十七号の規定は、平成二十五年産のさとうきびから適用するものとし、平成二十四年以前の年産のさとうきびについては、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千百八十五号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百四十一条の四第四項の規定に基づき、平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十八号（農業災害補償法第百四十一条の四第四項の主務大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表に次のように加える。

沖縄県	第一区分	さとうきび

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十八号の規定は、平成二十五年産のさとうきびから適用する。

○農林水産省告示第千百八十六号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百三十五条第五号及び第百四十一条の六第五項の規定に基づき、平成二十二年一月十五日農林水産省告示第百四十五号（畑作物基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び沖縄県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の平成二十二年一月十五日農林水産省告示第百四十五号別表第二及び別表第三の規定は、平成二十五年産のさとうきびから適用するものとし、平成二十四年以前の年産のさとうきびについては、なお従前の例による。

○経済産業省告示第百十号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第五十七条の二第一項に規定する登録調査機関として次の者を登録したので、同法第百十二条の二第二号の規定に基づき、公示する。

平成二十四年五月一日

経済産業大臣　枝野　幸男

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
静岡県電気工事工業組合	静岡県静岡市駿河区津島町十二番二十七号	平成二十四年五月一日